

平成30年(行コ)第75号 大東市市民会館談合損害等請求控訴事件

控訴人 光城敏雄 外2名

被控訴人 大東市長 東坂浩一

### 控訴人準備書面 (1)

2018年(平成30年)年11月7日

大阪高等裁判所 第11民事部 ハロ係 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 井 上 善 雄

弁護士 辻 公 雄

弁護士 豊 島 達 哉

弁護士 西 川 満 喜

#### 第1 大東市長の地方自治法96条1項5号違反について

##### 1 被控訴人の主張

大東市長が、本件議会において本件追加工事の必要性の報告・説明をしなかったことが地方自治法96条1項5号違反であることについて、被控訴人は、本件議会の上程した議案は入札に基づいて締結された仮契約に関するものであり、この議案の範囲における説明は尽くしており、入札後に判明した追加工事については説明の範囲外のもので、この追加工事については同年7月8日に開催された特別議会において説明を行い、議決を得ているから同条同項同号に違反しない旨主張する(平成30年10月4日付被控訴人答弁書第2の3(3) 3頁)。

## 2 控訴人の反論及び主張

(1) 法96条1項5号の「契約」には、議案提案時に判明していた追加工事の存在及びその内容が当然含まれること

ア 法96条1項5号の議決対象となる「契約を締結すること」の意義について  
法96条1項5号の趣旨は、政令等で定める種類及び金額の契約を締結することは普通地方公共団体にとり重要な経済行為に当たるものであるから、議会の議決を要することとして、住民の利益を保障するとともに、これらの事務の処理が住民の代表の意思に基づいて適正に行われることを期することにある（原審第3の3（2）イ（ア）45頁）。

そして、「契約を締結すること」についての議会の議決は、仮契約自体ではなく、仮契約に含まれている契約の内容である。ここでいう契約の内容とは、契約の種類、金額、契約の相手方等である。そうすると、議会の議決は、長の契約締結行為についての単なる許可、承認又は同意ではなく、どのような内容の契約を締結するかということについての地方公共団体の意思決定ということになる（甲27 112頁）。

イ 「契約」は法令に適合した工事を内容とする契約でなければならないこと  
上記のとおり、議会の意思決定は、契約の内容に対する意思決定である。  
そして、ここでいう契約の内容、すなわち、仮契約の内容となる市民会館2階ホール増築他建築工事が、本館部分について、B. からE.までの範囲（本件遡及適用部分）を含まないものであり、そのままでは建築確認ができない建築関係法令に反する内容の工事であったことは、原審前提事実のとおりである（原審第2の2（2）ウ及びキ 5頁及び7頁）。

市長及び職員は、（2）で後述のとおり、法令遵守義務を負うため（地方公務員法32条、大東市自治条例17条（甲28））、法96条1項5号の「契約」は、当然、法令に適合する契約でなければならない。市長及び職員が、法令に適合しない工事を内容とする契約を締結し、その議決を議会にさせること

は、上記義務に違反する行為となる。

市及び職員の負う上記義務からすると、大東市長は、議案の提案者として、仮契約の工事内容は、法令に適合させるためには別途追加工事（変更契約）が必要であることを説明しなければならないはずである。すなわち、大東市長は、①仮契約の内容は、建築関係法令に適合しない工事であるため建築確認ができないこと、②仮契約が法令に適合し、建築確認を得るために本件遡及適用部分を含む追加工事が必要であること、③仮契約の上記工事は、2億736万円（税込金額）の工事金額にとどまらず、追加工事費用7236万円（税込金額）が別途必要となることを議会に説明した上で、その議決を求めなければならないはずである。

議決の対象となる契約が法令に適合する工事を内容とするかどうかは、大東市議会が、法令に従った契約にもとづいて市民の税金に基づく予算を執行するかどうかにかかわり、議会の意思決定にとって極めて重大な事柄である。したがって、本件仮契約が議題となった平成26年6月25日午前10時の議会において、本件追加工事の存在及び内容は、仮契約の内容に付随する事項として、法96条1項5号の「契約」の内容に当然に含まれる。

以上から、大東市長が、追加工事について、法96条1項5号の対象とする「契約」として追加工事について何ら説明せず議会の議決を経たことは、法96条1項5号に違反する。

(2) 追加工事の存在及び内容は、大東市長の説明義務の範囲であること

そもそも、原審は、大東市長の議会に対する説明義務の範囲について判断したものではない。

上記（1）でのべたとおり、追加工事は、仮契約が議題となった平成26年6月25日午前10時の本会議の議題とされるべき「契約」の内容に含まれるから、出席義務（法121条）を負う大東市長は、追加工事についても説明義務を負う。

また、大東市自治基本条例6条（議会の役割と責務）において、「議会は、直接選挙により信託を受けた議員によって構成される市の意思決定機関であり、市長等の市政運営を監視し、牽制し、調査する機能を有する」ことを定める（同条例6条1項 甲28）。

そして、市長等の市政運営を監視、牽制するためには、市長等による議会に対する適切な情報提供は不可欠である。法令遵守義務（同条例17条甲28）を負う市及び職員が、議決の対象となる「契約」の適法性について、議会に対して説明することが求められている。

したがって、追加工事が大東市長の説明の範囲外であるとの被控訴人の主張は、上記の点で誤りである。

なお、被控訴人は、入江の法令遵守義務違反について、同人の報告義務は建築営繕課長に対する物であり、生活安全課や契約課に対し報告義務はない旨主張するが、建築営繕課の同人が所轄事務に係る関係機関との連絡調整事務をつかさどることは、一審で主張したとおりである。

### (3) 原審判断が条文にない要件を加重していること

法96条1項5号の違法性について、原審が、「審議に必要な説明をするために議会に出席した普通地方公共団体の長又はその補助職員が、当該審議に重要な事項を殊更に隠蔽するなどして議会における審議を妨げたといえるような場合には、当該普通地方公共団体に対する関係で不法行為が成立する余地がある」と判示する（第3の3（2）イ（ア）45頁）。

原審の上記判断が、上記法令の解釈を誤っていることについては、控訴理由書において述べたとおりであるが（第1の2（2）イ 12頁）、原審の上記判断は、法96条1項5号の違法性判断において、「当該審議に重要な事項をことさらに隠蔽するなどして議会における審議を妨げたといえるような場合」という条文に定められていない要件を加重する点で誤っていることを再度指摘するものである。

第2 本件入札以外にも100パーセント落札事例が存在することは本件入札談合を否定する根拠とならないこと

1 被控訴人の主張

被控訴人は、本件入札以外にも、平成26年6月26日に行われた大東市の入札で100パーセント落札が存在したこと（乙30）をもって、本件入札に談合がなかったなどと主張する。

2 大東市において、他の入札も談合の可能性があること

そもそも、本件入札以外にも他社による100パーセント落札があるからといって、本件入札が談合であることを否定する根拠になるものではない。被控訴人の指摘する、平成26年6月26日の入札者、東坂が市長就任後、異常な高止まり傾向を示していた他の入札の一つであり、大東市においては、他社によつても100パーセント落札という異常な落札率で入札が実施され、同入札が談合であることを裏付ける主張に他ならない。

以上